

令和3年1月29日

関係団体の皆様

小樽市産業港湾部

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う休業のお願いに伴う
「飲食店休業協力金」のお知らせ

今年に入り、相次ぐ集団感染の発生に伴う感染者の急増により、市内の医療提供体制、公衆衛生体制はひっ迫し、市中における感染がさらに広がることも懸念されることから、北海道から新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、2月15日(月)まで市内での不要不急の外出自粛と本市との不要不急の往来自粛の要請がされました。

このような状況の中、本市としても、これ以上の感染拡大を抑止するため、任意での要請になりますが、1月28日(木)から北海道の集中対策期間に合わせた2月15日(月)までの期間、市内の酒類を提供する飲食店の事業者の方に対し、休業をお願いすることとしました。

このことに伴い、2月1日(月)から15日(月)まで休業のお願いに応じていただいた事業者の方に対して15万円の協力金を支給することといたしました。

申請受付は2月16日(火)から開始する予定ですが、支給要件や申請方法等につきましては、現在検討中でありますので、決まり次第、改めてお知らせいたしますが、この協力金の支給を受けるには2月1日(月)から休業していただく必要がございますので、貴団体内に周知くださいますようお願いいたします。

【「飲食店休業協力金」に関するお問合せ先】

小樽市産業港湾部商業労政課

Tel : 0134-32-4111 内線 262、265

E-mail : syogyo-rosei@city.otaru.lg.jp